

たかどうかをお尋ねします。

次に、組織改正に関連して、都市機能整備の取り組みにつきまして、お尋ねします。改正されました新機構の一つに、都市整備部がありますが、既に発表された西口都道の拡幅について、今議会に補正計上予定の、本年度事業分として九億三千万円ほどの道路整備特別交付金が、東京都からの委託事業費として福生市へ交付の内定があり、組織改正による都市整備部の一大事業として、部を挙げて取り組むこととなり、長年の懸案事項でありました西口開発問題の解決に向かって、既に一部事業に着手されましたことは、地域関係者はもとより、福生市の顔として完成が待たれるところであり、平成七年度完成予定に至る間、地元関係者の協力を最大の武器として、担当職員の必死の努力が期待されるところであります。この東京都との連携プレーによる共同作業の遂行には、膨大な予算が必要となり、事務量も相当大規模なものと予測されるところであります。予算については都からの交付金で処理されるとしても、事務量を消化していく上で、現在の組織で対応することができるとはお尋ねします。

次に福祉行政について、お尋ねいたします。まず、在宅福祉介護手当の補助についてであります。さきに国は高齢化社会の到来に向けて「高齢者保健福祉推進十カ年戦略」、俗にゴールドプランと言われていると思いますが、策定し、深刻化する高齢者の長期介護問題に焦点を絞り、在宅福祉の充実を取り上げて、いわゆるゴールドプランの骨子としております福祉八法の改正との関連から、老人福祉計画の策定が義務化され、増大する高齢者の介護需要に適切に対応する総合的な対策を進めていく必要があります。その実現を図るべく、計画策定に取り組んでいることは私も深く認識するもののひとりでありますが、そして一日も早くこの十カ年戦略等の目的とする保健サービスの大幅な拡充を的確に実現していくための計画策定がまとめられ、発表されることに期待しているところであります。

そこで、保健福祉サービスの施策として、日夜筆舌にあらわしがたいほどの心身ともに献身的な在宅看護に取り組んでおられる方々に対して、支援の一環として介護手当の助成を新たに導入する考えがあるかどうかについてお尋ねします。

次に、寝たきり老人とおむつ助成についてお尋ねします。この制度につきましては、市独自の高齢者向

け福祉事業として、対象者はもちろんのこと、御家族の費用負担を軽減する事業として高く評価するものであり、また昨年九月定例会における私の一般質問で、六十五歳以下の寝たきりの方々にも、このすばらしい福生市独自の制度を適用していただけないかとの要望に対して、即刻対処いただき、感謝申し上げます。ところでありますが、在宅療養でおむつ助成を受けられている方が、その後病院へ入院した場合、病院により市のおむつ助成制度の適用が受けられる病院と、人手不足その他の事情等で、リンネル等布おむつを使用している病院があり、自費でおむつ代を負担せねばならない場合、その費用が毎月多額に上り、特に高齢者福祉の観点から費用負担の軽減措置を講じていただけないかをお尋ねします。

次に、学校週五日制に伴う施設の充実についてお尋ねします。

今回福生市は、年間の労働時間を一千八百時間とするいわゆる時短法に基づき、この八月一日から完全週休二日制を実施しましたが、市立小中学校におきましても、文部省通達でこの九月から、学校教育法施行規則の改正により、職員を対象とした毎月第二土曜日を休校日とする、学校週五日制がスタートすることになりました。この制度の実施も労働時短法に連動するもので、将来段階的に市立小中学校においても、完全週五日制へ移行することが予見されます。これは日本の学制百二十年の歴史の中で、一大変革の改革でございます。

現在、保育園においては特例保育を、また小学校三年生以下の児童については、学童保育を実施し、共働き家庭等の状況に対応する行政が行われ、健全な教育と福祉を兼ねた事業実績は高く評価されておりますが、さらにこの九月から実施される学校週五日制に対応するために、児童館の新設についてお尋ねします。

国では経済大国から生活大国へと、内外にその方針を発表したところでありますが、指標はともかく新たにふえた学校休校日が、親と子の対話と交流を図り、ゆとりある休日を楽しむための休日であるべきにもかかわらず、共働きや勤務等の都合で、子供と共に過ごすことができない家庭における児童の受け皿となる場の提供と確保こそ急務であると思われます。生涯学習施設である社会教育施設については、比較的に充足されているものの、同じ生涯学習施設である福祉施設について、学校週五日制の実施を目前に控え、

特に児童館の必要性を痛感するものであります。

学校週五日制に対応するための施策については、各自治体とも真剣に模索がなされているものと思われ、福生市では学校を開放し、遊び場を提供することとなりますが、幸い福生市には成果の上がっている田園会館内に設置されている福祉事業を兼ねた児童館がありますが、学校週五日制の実施を契機に、ぜひ他の地区、例えば学校区ごとにそれぞれ工夫を凝らした潤いのある児童館を設置していただきたいと思います。が、市長の考えをお尋ねいたしまして、以上で壇上からの質問を終わります。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 須釜議員さんの御質問にお答えいたします。

御質問の第一の組織改正についてでございますが、まず施行後の新組織の現時点での評価についての御質問でございますけれども、今回の組織改正に当たりましては、総合計画の課題の実現と、緊急課題への取り組みを目指しまして、これまでの組織の点検をし、それを踏まえて、組織の改正をお願いするとともに、定数につきましても増加をお願いいたしましたして、配置をさせていただきました。

現時点ではまだ五カ月が経過したところでございまして、改正後の点検につきまして調査を始めたところでございまして、評価の点でのまとめとはなっておりませんが、これまでのところ廃棄物問題では、資源ごみ収集の取り組み、福祉計画の策定に向けての取り組み、拠点整備の一つとして福生駅西口の道路整備の着手など、徐々にではございますけれども、施策の実現に向かって歩を進めているところであり、二点目の今後の留意点ということでございまして、行政課題は時代の進行とともにいろいろと生じてまいりますので、それに対しましては着実に対応していくことが肝心なことと考えており、周期的に見直しをするとともに、事業への取り組みにおくれを取らないために、事案によりましては緊急な対応もいたしてまいらねばならないと思われ、その際には議会にも御相談をいたしながら、組織面での対応をさせていただきたいと考えております。

それから、三点目の職員の執務の上での変化ということでございますが、これまでも限られた中で積極的、かつ効率的に取り組むという姿勢で業務に当たってまいりましたが、今回は十四人の職員の増加をさ

せていただきましたので、従来にもましてより業務に対する専門性が深まってまいったと感じております。次に、都市機能整備の取り組みについての御質問でございますが、これまでに取り組んでまいりました課題が、個々に具体化の方向を生み出してまいりまして、組織的な対応につきまして御心配の向きもありかと存じますけれども、それぞれの事業の計画化、用地取得、着工から竣工への都市整備部挙げまして、事業の進行に向けて部内での負担を分担をいたしながら、効率的な業務の推進に努めてまいりたいと存じます。またそれぞれの事業の進行状況や、事業量を見ながら、組織全体での点検、調整を試みつつ、着実な事業推進を図らなければならないと考えております。

しかし一方で、所管局の急変などで、事業を逸しない対応が必要になるケースも出てくることかと存じますので、その際には議会にも組織的な面での御相談をさせていただかなければならないと思われ、その節にはよろしくお願いをいたしたいと存じます。

次に福祉行政について、在宅福祉対策の充実について御答弁を申し上げます。急速に進む高齢化社会の到来によりまして、在宅福祉対策の充実は大きな問題になっていくことについては、今後の行政課題の重要な責務であると認識しているところでございます。特に寝たきり老人を介護している御家庭にとりましては、入浴、食事、あるいは排せつ等のお世話が肉体的にも精神的にも一番大変であることは、これは痛切に感じております。御質問の、寝たきり老人を常時介護を行っている方に、介護手当の助成でございすけれども、今後の在宅福祉の施策の体系化の中で、前向きに検討してまいりたいと考えております。

また、寝たきり老人のおむつ等助成につきましては、平成三年度から寝たきり老人おむつ等助成事業を実施させていただきまして、大変多くの方々が利用されており、御質問の施設入所者に対しましては、今後実態調査の中で、機会をとらえて見直しを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

次に児童館の新設について、御答弁申し上げます。

学校週五日制の導入に伴う月一回、第二土曜日における児童の対応については、教育委員会内において学校施設の開放、社会教育施設の開放等いろいろと検討されておりますことは、御案内のとおりでござい

ます。御質問の児童厚生施設としての児童館は、地域における活動の場としての提供としては、最も適した施設として利用できるものと認識いたしております。

現在、地域会館との併設施設として、児童館的機能を有する田園会館が、昭和六十年にオープンし、以来子供たちの健康増進や、情操教育の育成、地域住民の福祉増進や、文化の向上を図って、乳幼児期、あるいは児童期、青年期等幅広い事業方針のもとに、多くの児童に利用され、喜ばれているところでございます。

このことから児童館につきましては、学校週五日制を契機として、児童の健全育成を目途に、市内の児童が均衡のとれた利用できる位置、場所を今後十分調査、研究する中で、増館に向け努力をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと存じます。

以上で、須釜議員さんからの御質問に対します答弁とさせていただきます。

○七番（須釜亮次君）　ただいま市長さんから三大項目にわたりました御答弁をいただき、ありがとうございました。

それでは自席から、第二回目の質問を行わせていただきます。まず組織改正についてお尋ねしますが、今市長さんの御答弁によりますと、厳正な調査とか調整とかいうことを行いながら、一応の福祉とかごみ問題、そういった向上の兆しが見られるような評価をいただいて、私どもも一応安心していただけるわけですが、いずれにしても組織改正による人件費の増というところに、行政費用が増大する中で、週休二日制を取り入れて、労働時間の短縮ということ、サービスが低下するのではないかとすることは、前議会におきまして、委員会の審査におきまして、いろいろ議会側からも市民サービスの低下は何としても防ぎたいということ、増大する行政需要に対応すると、この二つのことで組織改正を行い、職員の増を行い、そしてさらに八月一日から週休二日制に入ると、この非常に相反するような中で、市民に密着した行政の推進を的確に行い、市民に安心感を与え、きめ細かいサービスをお願いしたいというのが、全市民、特に議会側での審査のときに行った内容でございますが、ここでお尋ねしたいと思いますが、当時の総務委員会でもそうでしたが、組織改正と、それから週休二日制による市民サービスの低下を防

ぐということの審査の中で、委員長報告でもいたしましたでしたが、市民要望の強い職員の名札着用を、特に窓口サービス、市内出張サービス等、あるいは印鑑証明、年金、福祉、教育、税金等相談を要する、しかも一度ならず二度、三度にわたって御相談をする市民の立場からしますと、この前御相談した方の名前がわからない、また特にそういった問題で、ある市内の金融機関が窓口の金銭授受を代行でやっている職員の方は、やはり名札をつけている。市の方の職員は、管理職以上の方はつけているわけですが、そういった矛盾といいますか、市民は全く素朴な気持ちで市役所へ来て、お話をする相手の名前が「お宅は何様ですか。」ということよりも、やはりスピーディーなサービスと、安心感、そういったものを求めているということで、市民の要望として職員にも名札をつけていただいたらどうかというふうな要望が非常に多く参っておりますし、その組織改正と、週休二日制を契機に、さらに市民へのサービス向上について、職員の名札着用、これは認識の問題もあるかと思いますが、素朴な市民の願いとして、職員にも名札を着用していただけたらどうかということにつきまして、理事者はどのように考えておられるかお尋ねします。

それから、西口都道の拡幅に先ほど触れましたが、都市整備部の事務量の消化能力を聞いたつもりでございますが、精一杯部を挙げてやるのだというふうなことだと、御答弁の趣旨ですとそう思いますが、御案内のように柳通りを原ヶ谷戸の方へ向かって都道へ移管して拡幅するのだ。あるいは多摩橋から国道一六号青梅線アンダーパス、あるいは産業道路から国道一六号へのアクセス道路、シルク台地区計画、熊川区画整理事業、田園地区区画整理事業、それに東口の駐輪場問題、こういった大きな事業の案が計画発表されて、中にはかなり長い年月を要して、そのままの問題が多々あることはおわかりだと思いますが、特に東口の駐輪場につきまして、この土地は東京都の住宅供給公社の土地を、住宅建設までの間、一時お借りするのだというふうに我々は全協でも説明を受けて、資料もいただいたわけでございますが、市の方の当時の要望としては、同敷地内または建物内に駐輪場建設の構想を持って、それを地区の基本計画として、市の対応が迫られているというふうに私どもはとらえているわけでございますが、公社は住宅建設を即時着工したいような意向も聞いております。一つの都市計画、あるいは区画整理事業、開発問題、大体今ま

での通例ですと、一つの事業を完成するにはやはり十年かかる。そうしますとこれほど大きな問題、事業計画が発表された中で、一つの問題といえますと、今早急の問題は、平成七年度をタイムリミットとする西口の開発に全力を挙げて取り組み——平成七年ですから、現在四年、あと足かけ四、五年ですか、それまでに完成するにしても、その次に控えております事業がまた十年。そうしますと着工順位が、どれが一番かということは別にしても、やはり相当な年数がかかっていく。これだけは何としても、今の現況、あるいはこの地権者、特に該当者が高齢化していく。中には当事者がお亡くなりになる、そういうふうな問題、あるいは亡くなった場合の所有権の問題、あるいは借地権の問題を問わず、相続の問題、あるいはいつまでもできないということ、環境の変化、要するにそこにまた家が建ち並んで、とてもそれを動かすのが不可能に近いような状態になってきますと、関係住民が最初の説明を聞いたときに、「よし、では協力しよう。何とか家族会議を開いて、市の意向も踏まえながら、新しい福生のまちづくりに取り組みよう。」といった矢先に、やはりそういった問題が長引いてきますと、既に市民はあきらめに似た心境、こと都市整備に関する限り、区画整理事業に関する限り、当然お金の問題、いろいろなステップの問題があるにしても、やはり不信感といえますか、それが一番こわいと、私はそう思うのでございます。そのことにつきまして、組織改正によって誕生した都市整備部の緊急課題が、目の前に西口開発、都道の拡幅ということころへ全力を挙げてやっても、まずほかの仕事が手につかないような状況を、何としても、やはりせつかくつくった組織ですから、市長さん初め、担当の方々、一都市整備部の事業としてとらえずに、やはり福生が抱えている問題を着実にやっていく第一のステップが、西口の開発、都道拡幅というふうにとらえていただきたいと思います。

次に、二番目の在宅福祉でございますが、ただいま市長さんから在宅介護の認識と、介護手当の助成に對して前向きな御答弁をいただきましたが、ただいま市長さんから在宅介護の認識と、介護手当の助成に看護の状況は非常に深刻であり、時によれば家庭の崩壊につながる。きのうまで平和な家庭生活を営んでおられた市民の方が、ある日突然その御主人なり家族に不幸な事態が発生し、生活のリズムが狂って、やはりそれに専念するということが、憂慮すべき問題が山積しております。在宅福祉については、市の方と

しても社会福祉協議会と共同で、ヘルパー派遣事業や、入浴サービス、給食サービスといろいろな施策を実施中でございますが、一日二十四時間、一年三百六十五日、いつ果てるとも知れない在宅介護に当たっておられる方の心身の疲労は、見るに忍びがたいと。こう努力を重ねて、行政側も御相談に応じていると思いますが、やがては介護者みずからが床に伏すと、そういう事態が発生する可能性もございます。これらの在宅介護者の置かれている現状を認識して、行政当局はもとより、地域住民を含めてこの在宅介護を、みずからの問題ととらえて、日夜介護に取り組みまれていられる方々に、ただいま市長さんから非常に前向きな御答弁をいただきましたので、この件は、さらに手厚い看護、施策を心から要望しておきます。

次に、寝たきり老人等のおむつの助成でございますが、私が調査したところによりますと、ある民間老人病院で、患者さんのおむつ代が一月四万九千六百円、その御家族が病院へ払う総額が、十一万六千九百四十五円、そのうち四二・四％がおむつ代と、実に高率なおむつ代でございます。病院側にすれば、やはり病院も人手不足だ、あるいはそれを始末する場所もない。そういうところからリース会社を使って、布おむつを使う関係上、こういう高額なおむつ代ということだと思えますが、いずれにしても入院なさっている寝たきりの患者を抱えておられる家族は、毎月、毎月四万九千六百円、もし紙おむつを使えるなら、これが市の制度で無料であるはずでございますが、この辺をあわせまして、入院なさって、このおむつ代を自費負担をしておられる家庭を何とか同じ紙おむつの制度になじむような行政をお願いしているわけでございますが、現在福生市でおむつ助成の該当者は何名ほどで、そのうち老人病院、あるいは施設に入院している該当者は何名ほどかをお尋ねいたします。

それから児童館でございますが、学校週五日制に伴う児童館についても市長から御答弁をいただき、快く感じた次第でございますが、調べたところによりますと学童保育所については、各小学校ごとに七カ所、児童数が二百八十八名、近隣の立川市を初め各市町村の児童館の平均利用数が、年間一カ所当たり、約四千六百三名という数字が出ておりますが、ついせんだっていただきました平成三年度の事務報告書によりますと、福生が持っている田園会館の児童館の年間利用者が一万三千三百八十五名、このうち第七小学校

児童の利用者が八三・二％、第五小学校児童の利用者が一一・二％で、いかに学校に近いところの児童が施設を使っているかということが、この数字はあらわしておるわけでございまして、いかに児童、あるいは家庭そのものが、児童館の必要性を認めているかということを、この数字は物語っていると思います。

このことは近くに児童館があれば、児童の利用者はさらに増加するのだということを意味するものとして、学校週五日制に対応する施設として、児童館の設置こそ今求められている教育と福祉の充実に合致するものと私は評価したいと思えますが、福生市の基本計画にも、各中学校区ごとに児童館の設置が明確にうたわれております。児童館の必要性については、先ほど市長からもその認識と御答弁をいただいたわけでございますが、土曜日の学校開放が報じられ、当面の対策は、表面上は講じられた。しかしここにもこのような膨大な資料が新聞、週刊誌、いろいろなところで学校週五日制にとまどいを隠せぬ親と、これは六日の日曜版ですが、いろいろなところで各行政側もその対応を苦慮しているはずでございますが、午前中のみの開放ではやはり不十分で、さらにきめ細かい対策を必要とする児童がいることも事実であります。そこで、まず福祉部長にお尋ねしますが、児童館の設置について必要な用地、非常に用地が高うございしますから、用地の取得が容易なことではないと思えますが、本年度用地買収費が計上され、やがて建設される予定の福生地区地域体育館敷地内に、児童館を設置していただけないかどうかをお尋ねします。

ついでに教育長さんにお尋ねしますが、土地の高度利用の観点から、地域住民の要望が強い図書館の設置についても、この場所に田園会館と同様に多目的機能を持つ児童館と図書館が併合する複合建物を建設していただけるならば、すばらしい施策として児童を持たれる保護者のもとより、地域住民からも歓迎されるはずではないでしょうか。児童館については福祉行政扱いとなっており、体育館、図書館については、土地、建物を含めて、教育委員会の所管という市の行政区分にはなっておりませんが、この際、体育館敷地内に福祉の性格を持つ児童館の存在が、その目的をはるかに越えて教育的コミュニティーの場として活用されている田園会館の現況に照らして、児童館の設置を含めた図書館併設構想についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上で二回目の質問を終わります。

○議長（赤星行人君） 十一時まで休憩をいたします。

午前十時四十六分 休憩

午前十一時 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（森田 進君） それでは自席から、お許しをいただきまして、組織改正に伴いまして、職員の名札の着用の件の御質問に、御答弁させていただきます。

職員に対する名札の着用につきましては、御指摘いただきましたように去る六月の委員会、あるいは本会議等でも御指摘をいただいておりますところでございますし、また過去にも再三にわたりまして御指摘をいただいているわけでございますが、必ずしも十分な形で活用がされていないわけでございまして、大変申しわけなく思っております。

現在の着用といたしましては、議会だとかあるいは会議だとか、あるいは説明会、そういったところには着用というものが決まっておりますが、その他については任意で着用すると、そんなことでございまして、年々若干づつは上がってきているわけでございますが、現在約全体の七〇％ぐらいの着用率だろうと、そのように理解をしているわけでございます。いずれにいたしましても御指摘をいただきましたような、窓口の業務におけるネームプレートの着用というものについては十分でない、そのように理解しております。今後職員等と調整を図りまして、できるだけ早い時期に全員着用ができるよう、最大限の努力はしていきたい、そのように考えております。以上でございます。

○都市整備部長（関口 清君） お許しをいただきまして、自席から都市整備部に関しましての御質問にお答えをいたします。

道路、あるいは公園を初めとする都市施設、それから土地地区画整理事業ですとか、市街地再開発事業などによる都市整備、こういったものの、これはまちづくりの根幹をなすものでありまして、大変重要な課題であるというふうに認識をしております。理想は、計画に従いまして、そうした各事業を早くに事業化を

図っていき、少しでも社会資本ストックを多くすると、これに努めるということだと思っております。

ただこれら事業は、お話にもありましたように、どうしてもかなりの時間を要します。何といってもこの実現には地権者を初めとする関係者の御協力が不可欠であります。一人でも多くのサインをいただくべくいろいろと努力をしていくということが大切だというように存じているところでございます。

そこで当部のことでございますけれども、御指摘のとおり多くの事業を抱えておりまして、その事業といたしますか、事象といたしますか、現在のこの状況を呈した理由等につきましては、市長が御答弁申し上げます。必要によっては私はもとより、他の部長の応援を求めまして鋭意取り組んでいこうと思っております。

特に、後段の方で御指摘のありました福生駅東口の東京都住宅供給公社に買収をしてもらいまして、臨時の自転車駐車場として現在借用している土地を含めた一定区域の開発につきましては、お話のとおり七月の段階までに計画案づくりについての全員の了解が取れたところでございます。ただ最近地権者の一人がお亡くなりになりました、なかなか行動を控えていると、こういう状況でございます。

そして現在五年度からの向こう三カ年の実施計画を今検討中でございますが、この中でお話にもありました基本計画のための調査費を計上できればというように考えております。これも一定期間がまた必要でございます。いずれにいたしましても、当面は現体制、つまり四課を基本にいたしまして、お話にもありました西口の事業、こういったものを中心にした当たっているというふうに考えております。何とぞ御理解をいただければと存じます。以上でございます。

○福祉部長（石川和夫君） それでは福祉関係におきましてのまず第一点でございますけれども、おむつの助成事業に対しますところの該当者でございますけれども、この事業につきましては平成三年の四月から実施させていただきました。現在に至っておりますけれども、平成四年の八月末現在でございますけれども、現在この助成を受けられている方は全体で六十人でございます。そのうち在宅におきましての方が四十一名、入院されている方が十九名でございます。そのうち病院でリースといひましょるか、利用されている方が四名ほどではないかというふうに考えております。

それから児童館の関係につきまして、御答弁させていただきますけれども、今議員さんから御指摘いただきましたように、田園会館につきましては非常に利用が高いわけでございまして、担当といたしまして児童館の増設は必要だというふうに思っております。御質問の福生地地区体育館の敷地の中で、児童館の建設ということでございますけれども、この件につきましては、関係部局とも十分協議させていただきまして、検討をさせていただきたい、そんなふうを考えておるところでございます。以上です。

○教育長（来住野和也君） それでは続きまして須釜議員さんの御質問のうち、教育委員会所管分について、御答弁申し上げます。

まず、仮称福生地地域体育館建設にあわせての児童館設置につきましては、市長担当部長から御答弁申し上げますが、児童館と図書館の併設につきましては、貴重な御提言をいただき、教育委員会といたしまして、福生市全域における図書館計画を考え、現在の中央図書館、わかぎり分館、わかたけ分館のサービスマンから離れたこの地域の図書館、分館設置について、児童館計画と調整を行いながら今後検討を加えてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○七番（須釜亮次君） 二回目の質疑に、非常に懇切丁寧な前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

まず二点目の質疑に対する組織改正の中の、名札ということを総務部長からお伺いしたわけでございますが、それはいずれにしても理事者と職員組合との交渉事だというふうには我々も聞いておりますし、そのいろいろな話し合いの過程で、議会から出てくる職員の名札の着用について、ぜひほかの市がしている、していないにかかわらず、やはり市民が望む福生市政の行政を預かるいろいろな組織をつくってみても、組織を動かすのはやはり人間である。人間としてはやはり市民の期待する信頼感、あるいは市長以下市民に対して奉仕者だという使命感をぜひ持ってもらいたい。そうすることがただ本当に簡単なことなんです、市民は余計な願いでなしに、窓口へ来て、また福祉の問題、あるいは印鑑証明、住民登録、出生、死亡、い

ろいろな問題で、一回ならず何回も来る場合に、——前回お尋ねして、クエスチョンを持ち返って、また二回目に来たときに、前の何課のどなたですかということは、全く記憶を持ってないわけです。ですから人相だとか、年齢だとかによってまたお願いするということ、それが市民の率直な願いでございますから、職員組合のこれからの交渉で、名札の着用は福生市民が要望しているものとして、ぜひ職員組合の方に訴えていただき、その実現が一日も早くなりますよう要望しておきます。

また都市整備部の問題でございますが、山積する計画は、すべて同時進行であるという認識は、ぜひ持ってもらいたい。この開発事業が五年、十年、あるいは二十年先に行きますと、やはり財政的な問題、あるいは交渉事の問題で長引いたというふうになかなかとらえにくくて、役所のやることだからという今までの実態を感じている市民の立場からしますと、何としてもすべての計画は同時進行だという認識を行政側は持っていたいて、この開発に対する市民から持たれているあきらめと不信感をぜひ払拭していただきたい。そして組織が不十分なら、検討し改正して、この同時進行であるべき、今福生市が掲げておりますいろいろな目標をぜひ早く達成していただきたいと思います。同時に福生市には福生土地開発公社という一つの機関がございます。よく調べますと、率直な話、土地を事業化するまで保有している一つの機関であるかというふうな、非常に狭義な目的、使命を持っているように見えるわけでございます。

先ほど来、私が訴えました都市整備部の中で、都市計画が、計画課の課長以下六名、地域開発課が課長以下五名、用地課が課長以下四名、部長を入れても十七名のスタッフで、西口の開発がとにかく目の前にぶら下がって、日夜を分かたず説明会にも、いろいろな交渉にもかかってこの努力は本当に頭が下がる思いがするわけですが、やはりシステムにしても、組織にしても限界というものがございまして。どこかでパシクしないような方向、職員の一人でも倒れることがないような方法で、例えば先日、私も秋川に行つて、秋川が持つております「株式会社秋川総合開発」という第三セクターがございまして。これは市長が代表取締役になつておりまして、出資も五五％が秋川市で、商工会一九％、金融機関が各五％、そういった意味からこれを一つの行政の中で、組織の中でということとでなしに、やはり民間活力を活用したり、いろいろなその市、その市で抱えている事業をこなすための英知を結集して、こういった手法をとっている秋川の

実態をお聞きしてきたわけでございますが、これが必ずしもいいということではなく、福生市にあった、とにかくこういった第三セクターを検討してみたらいかかがか。土地の取得から街区の整備プラン、開発、誘致、しかも独立性と確実性と早急性というそこの市民が求める、あるいは行政側が望むものを、とにかく実現しなければいけません。ですから、実現するためのそういった福生の土地開発公社を含めた、都市基盤の整備というものをどのように考えておられるか、この点は三回目の質問をさせていただきます。また福祉のおむつ助成の人数の御答弁、ありがとうございます。いづれにしましても、寝たきり老人のおむつが、自宅にいる場合は在宅看護にかかる家族の、本当に日夜献身的な、自分の身を滅ぼすような過酷な介護をやっている。それが今度入院しますと、今度は病院の方にお願ひするわけです。私の調査によりますと、自宅におりました場合は、紙おむつを毎日何枚か取りかえて、大体月一万円から一万五千元ぐらいが市の補助要綱として実施されて喜ばれているのですが、入院した場合は先ほど私が申し上げたように、非常に高額な、約五万円に近い金を全額負担ということでございますので、在宅看護の介護手当とあわせて、入院老人等のおむつ助成についても前向きな御答弁を市長さん、あるいは福祉部長さんからもいただきましたので、ぜひ御家族、当事者の方々の経済的負担を軽減していただきますよう、格段の配慮をお願いして、これも要望にさせていただきます。

学校週五日制に伴う児童館の増館につきまして、市長、福祉部長、教育長、いろいろ三人の責任ある立場の方から明確に、やはり週五日制に伴う児童の受け皿としての児童館、あるいはこれに併設するコミュニティの場所としての児童館的な会館、あるいはそれと教育のレベルアップ、文化のレベルアップの目的を果たします中央図書館、あるいはなかなか行けない方、地域が広うございまして、あるいは松林会館、いろいろな分館にも、やはり本当の意味の図書館としての機能を持つようなものを併合していただいて、土地の高度利用を図っていただきたい。そして地域の住民に喜ばれるような施策をぜひお願いしたい。そして福祉教育所管業務の分類にとらわれずに、共同作業を展開して、親しみやすい児童と地域の市民が参加できる素晴らしい施設の建設ができますよう、これも要望しておきますので、都市整備に関する三回目の質問、第三セクター的な福生土地開発公社を含めた考え方、を三回目の質問にお願いいたします。

○企画財政部長（野沢久人君） 組織の問題にかかりまして、公社と別法人をセットいたしました。そういう中での事業進行といったようなお話でございます。公社につきましては、既に管理公社の問題を含めましていろいろと議会の方からも御指摘をいただいているところでございまして、これらにつきましては一応関係部課での研究会を発足させまして、既にいろいろな形で調査等を進めてきているところでございます。

御指摘のございました都市整備部にかかります課題といったような問題につきましても、動き出したところでございまして、これからの見通しということになろうと思っておりますし、そういった事業の進み具合、あるいは仕事の量と質といったものを見極めながら、その中でも含めて検討させていただきまして、いずれまた御相談をさせていただきたいと、そんなことを考えております。いずれにしても研究段階でございまして、そんなことで御承知おきをいただければありがたいと思っております、よろしく願います。

○七番（須釜亮次君） ありがとうございます。

いずれにしても学校にしても、体育館にしても、いろいろな福祉センターにしても、とにかくハードな、施設と名が付きますとどこかにつくらなければならない。ところが緊急性を求められて、学校を先につくる、福祉施設をつくる、会館をつくる、そっちが先でどうしても都市整備部が後回しになる懸念がございました、そのときに道路、あるいは地域の環境を整備しようと思ったときには、もう家並みが建ち込んで、なかなか権利がふくそうして、できにくいと、そういう面が非常に多いわけでございまして、いずれにしても行政側が望む福生のあるべき都市整備、都市基盤の整備というプランニングはお持ちのはずでございます、それにこたえるような、やはり今度は相手側の、該当する市民の立場から見ますと、権利が複雑にならないうちに、早くお願いしたいというのが率直な意見だと思います。特に福生は土地の所有が非常に商店街、あるいは、西口、東口を問わず借地の方が多くございます。そうしますと、旧法の古い契約ですと、二十年あつという間に過ぎるわけでございます。そして地主さんとしても、あるいは借地の方も、そこで二十年を節目に、更新という非常に大きな経済的な負担を強いられる。あるとき市の方が、何年度にこの問題を着手して、この問題は何年度に完成するという作業の中には、やはり対話とい

うか、地元住民の権利、あるいはいろいろな交渉事が待っているわけでして、そのときに権利が、また当事者が亡くなれると、またそれが相続ということでは非常に難しい面が出てきますので、何はともあれ、住民の最大の協力が唯一の武器なのだというところで、特に東口の駐輪場につきましてはここに住宅供給公社が、約五百坪の土地を取得したということ、福生がそこに駐輪場を求めるという一つの願望と合致した手法として公社にお願いしたとすれば、仮に権利者が十五人いたとしても、その十五人個別に交渉することよりも、東京都ですから公社の力をかりて、それにおんぶにだっこというふうな方向もとれるわけでございますので、先ほどの整備部長の御答弁ですと、調査費を早急に上げてみたいというお話でございますので、とにかくできることから至急にやっていたかどうかということで、駐輪場もいずれば千五百台が二千台になり、二千五百台になる。いろいろな市は市として東口を問わず、牛浜も熊川駅も拜島も、やはり駐輪場の問題が一つの試金石として、そこに近代都市の福生の目指す、やはりそういった問題を至急に調査してみたらいかかというのを要望いたしました、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（赤星行人君） 次に、一番大野悦子君。

（一番 大野悦子君登壇）

○一番（大野悦子君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず西暦の使用について。以前、役所のある窓口で、証明書をもろうために申請書を書きました。元号が印刷されていたので、線で消して、西暦の数字を書き直して提出したところ、さらにその上に線を引かれて書き直しを指示されたことが一度です。福生の役所は、元号使用を強制させるのでしょうか。そして、それに関連しまして、広報等ほとんどの刊行物が元号で記されていることも関連して考えるならば、市民に対して市は元号使用を指導しているとれるわけです。そのように理解してよいのかどうか、まずお尋ねをいたします。

今、さまざまな機会に「国際化」という言葉を聞きます。一九七九年に成立した元号法は、本文二項の

みで成り立っており、国民に元号の使用を義務づけてはいません。第八十七回、国会参議院内閣委員会会議録第十二号で、元号法の成立によっても、元号の使用は強制されないこと、元号の不動文字は行政の便宜に過ぎず、申請者や届出者を元号使用に拘束するものではないこと、つまり国民は自由に元号、西暦を使い分けていいと記されています。

中央の省庁初め公的機関は依然として元号を使用することが一般的のようですが、社会生活においては西暦表記が定着してきているのではないのでしょうか。地方都市の中には、この問題に前向きに取り組んでいるところがあります。先日行ってきました出雲市でも、西暦優先併記とし、職員の方々に歓迎され、二年で元号優先併記となった。けれども出雲市長はどちらが先ということは問題ではなく、日本で最も国際化の波が押し寄せていないとだれもが思っているところで、西暦も重視して、必ず併記すべきだという市の年号表記、表示方法検討委員会の答申が出たことを高く評価すると述べられました。全くそのとおりではないかと思うわけです。

参考のために、何年か前のことになりますが、知人が旅券の発給申請に都の生活文化局、国際交流部旅券課と立川分室へ行き、手続きをしました。生年月日と申請年月日に、元号の不動文字が入っているため、旅券課職員とやり取りになり、これは西暦を使ってはいけないと職員に書きかえられてしまったということとです。最終的に、それがいやなら申請をしなければいいと言われたそうです。

内容証明、配達証明等の郵便で、都知事と都生活文化局長に、そして旅券課分室宛あてに通告をしますこと二週間、これは朝日新聞の記事にも載ったことでありますが、元号使用の問題は何も規定していません。国民はこれまでと同様今後も元号、西暦を自由に使い分けていただいて結構である。公的機関の窓口業務においては、公務の統一的な事務処理を円滑、迅速に行うために、引き続き元号を用いるよう、国民の理解と協力を要望する。もとよりこれはあくまでも協力要請というものであり、西暦で記入されたものも、適切なものとして受理されるということとは言うまでもない。公的機関の窓口業務に関する職員の明確な理解と、良識ある行動のもとに、今後とも円滑に事務処理が行われることを確信し、期待するという総理府総務長官の談話、これは朝日新聞に載ったものです。

今、社会生活の中でも西暦表記は定着してきていると思える中、そのような状況に対応して、より積極的に西暦の使用を進めてはと考えますが、市長の考えはいかがでしょう。

それから二点目、男女混合名簿について。現在多くの学校において、児童・生徒の名簿記載方法が、慣習的に男子が先、女子が後という名簿順になっているようです。そして卒業式でも男子が先、女子が後というように修了証書を受け取ります。些細なことのようにも、こうしたことは無意識のうちに男性優先の考え方を持たせるということにつながらないのか、まずお伺いをしたいと思います。

このことについて、一九八五年に行った出席簿の現状はというアンケート結果を見ますと、東京と埼玉県内の高校百五十校中、回答数は八十校、うち国立三校、公立七十一校、私立六校、そして現状はその八十校のうち男子が先、女子が後というのは約九〇％という結果でありました。この現状に対しておかしいと思ったことが「ある」が三十三名、「ない」が三十六名と、約半々という結果を見ています。三多摩においてこの名簿の状況はどうかでしょう。約九〇％という男子が先という現状を変えようとする動きはどうであったのかというと、三校であったということであります。実際に男女込み名簿の提案をしても、カリキュラムの違いは不便だから、また慣例というよう理由で変えるまでにはなかなか至らなかったようです。

最近ではマスコミなどにも随分取り上げられるようになりました。この運動についてアンケートを行った当時、つまり一九八五年ごろの見方は、賛成派の意見としては「何事にも男女で分けがちな日本の悪しき慣習をなくすために、大変有効である。」それに対して反対派の意見として「些細なこと、男女平等を目指すなら、もっと広い視野に立って、本質的な問題に取り組むべきだ。」というようなことで意識の低さがうかがわれるような気もいたします。

同一年一九八五年、国際婦人会ナイロビ会議にて、十八カ国、四十九名の女たちに聞いたところ、インドを除いてすべてがアルファベット順であり、日本の出席簿に対してどう思うかという質問に対して、「変えるべきである。不公平だ。」という意見から、変えるための具体的な提案まで、そして差別であるから早く変えるべきだというものがほとんどであったそうです。

実際にこの問題を些細なことで受けとめる風潮がまだまだ強い中、やはり混合型に改めたい理由の一つとして、一つは男女どちらに生まれるかは選択の余地がありませんし、女に生まれたから後などということは許されません。女は家事育児、男はひたすら働いて、老後は粗大ごみと煙たがられるような男女分断の文化に、やはり教室段階からでないと、さようならはできないのではないかと思います。

文部省は、国際化教育の推進を図っていますが、そのためにはまずこうした男尊女卑の名残を真っ先に改めるよう、通達を出すべきだと思いますし、男女が何のこだわりもなしに協力し、助けあうことの意義を自然に教え、育てていくためにも、ぜひ男女混合「あいいうえお」順に変えるよう望むものです。

なぜ名簿は男女で分けられているのか。そして男子が先という方法はどのようにしてとられているのか、その根拠があれば聞かせてください。これは置きかえれば女子が先ということでも同じことであるのではないかと私は思います。思い切ってこの名簿の記載方法を改めるお考えはないか、あわせて教育長のお考えをお聞きたいします。よろしく願います。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 大野議員さんの御質問に対し、御答弁申し上げます。

最初に市の広報等の刊行物は、元号で記されているのはなぜか。また国際化を進めるに当たって、西暦表記を積極的に導入する考えはあるかとの質問でございますが、御承知のとおり当市は公文書に年を表示する場合、原則として「平成」などといった元号を用いることになっております。このことは特別に法的な根拠があつて行っているわけではなくして、我が国における元号使用の歴史的経緯から一種の国民的、社会的な慣習により使用が定着してきているからであります。

また、国におきましても公文書の「年」の表示は元号を用いており、東京都や他の二十六市においても、国の例により、公文書の「年」は元号を使用している現状から、これらと統一的に取り扱うことが妥当と国の例により公文書の「年」は元号を使用している現状から、これらと統一的に取り扱うことが妥当と考えられるからであります。

しかし、地方行政も国際化の方向が進み、諸外国の交流や外国人に対する行政需要の増大等を考えます

と、公文書といえども種類によっては元号と西暦とを使い分けることも必要となりますし、今後は外国人向けの文書や、あるいはパンフレットなどデザインの要素を強く求められるものなどは、西暦を使用していくなど、研究を進めていくことになるかと思ひます。

なお市民の皆さんが書く各種の申請書等については、西暦を使用しても何ら支障がございませんので、よろしくお願ひをいたしたいと存じます。

次の男女混合名簿につきましては、教育委員会より答弁をいただきますので、よろしくお願ひいたします。以上で大野議員さんからの御質問に対します答弁とさせていただきます。

○教育長(来住野和也君) それでは大野議員さんの御質問のうち、教育委員会所管分について御答弁いたします。

男女混合名簿についてでございますが、現在学校で使われている名簿には、各教科の名簿、クラブ活動・委員会活動の名簿、保健関係の名簿及び成績一覧表等がございます。成績簿についてはすべての学校で、男女別に作成しています。クラブ活動、委員会活動の名簿については、学年別になっている場合もありますが、その他の名簿についてもほとんどのものが男女別となっています。これは能率的、合理的に事務処理ができるという利点があるからでございます。したがしまして、学級等の事務量を考えましたとき、現在のところ男女混合名簿にするよう学校に指導する考えはございません。

なお、各市町でのご状況でございますが、七市一町の学校で担任の先生の判断で、一部の学級が男女混合名簿を実施していると聞いております。以上です。

○一番(大野悦子君) 自席から質問をさせていただきます。

具体的に国際化に向けてということ、少し前向きかなと思う答弁をいただいたわけですが、広報等そういう刊行物に関して、具体的に西暦を入れていくというような考えはいかがでしょうか。そのことをお聞きたいと思ひます。

それから名簿の件ですが、実際に卒業式、また入学式等、そういうところのことを私は一番お聞きしたいところなんです、クラスでは先ほど言いましたように、カリキュラムの問題等ということをお